

よくある質問

国際サステナビリティ保証基準 5000

サステナビリティ報告の保証はなぜ重要なのか。

財務報告において監査が財務諸表に対する想定利用者の信頼と信用を高めるのと同じように、外部保証は、報告されたサステナビリティ情報の信頼性に寄与する重要な役割を果たす。サステナビリティ保証業務は、サステナビリティ情報に対する想定利用者の信頼を高める。報告は、財務情報であるかサステナビリティ情報であるかにかかわらず、公共の利益に資する強固で透明性のあるデュー・プロセスを適用する独立した機関が策定した国際的に認められた基準に準拠した保証を受けることで、その信頼性が増す。

サステナビリティ情報の保証業務の目的は何か。

保証業務実施者がサステナビリティ情報の保証業務を行う際には、サステナビリティ情報に対する想定利用者の信頼度を高めるための結論（すなわち、その情報が適合性と信頼性を有しているということ）を表明するに足る十分かつ適切な証拠を入手することを目指す。保証業務実施者は、依頼された内容に応じて、合理的保証又は限定的保証を得ることでこれを達成する。

保証業務実施者は、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかの証拠を入手するための手続を立案し実施する。虚偽表示には、定性的なものも定量的なものもあり、情報の省略、又は曖昧な情報若しくは誤解を招く情報を含む場合もある。虚偽表示には「大きいものも小さいもの」もあり、偶然生ずる場合も意図的に生ずる場合もある。虚偽表示は、提示された情報の中にある場合も、情報の省略である場合もあり、全体像の理解を阻害する。保証業務実施者の目標はサステナビリティ情報の信頼性を確保することであり、これは、環境、社会、又はガバナンスに関する事項が企業に与える影響、また企業が環境、社会、又は経済に与える影響を全ての人が理解するのに役立つ。

保証業務は監査と異なるのか。

「監査」という用語は、通常は財務諸表の監査、例えば国際監査基準（ISA）に従って実施される監査の文脈で使用される。その他の過去財務情報の監査に使用されることもある。監査は保証業務の一部であり、具体的には、財務諸表、又は該当する場合はその他の過去財務情報に対する外部の保証業務をいう。

ISSA 5000 は、サステナビリティ情報に対する合理的保証業務と限定的保証業務の両方を対象として策定された基準である。財務諸表の監査で得られる保証水準は合理的保証であり、サステナビリティ情報の合理的保証業務の場合と同等である。財務諸表のレビューで得られる保証水準は限定的保証であり、サステナビリティ情報の限定的保証業務の場合と同等である。限定的保証業務が提供する信頼性は、合理的保証業務が提供する信頼性よりも低い。それでもなお、限定的保証業務は、報告される情報に対する利害関係者の信頼を高めることになるだろう。

限定的保証と合理的保証の違いは何か。

ISSA 5000 は、保証業務実施者が限定的保証業務又は合理的保証業務を実施する際に使用できる。ただし、保証業務の前提条件が存在していることが必要である。例えば、サステナビリティ情報の作成に当たっては、企業は適合する規準（権威ある又は認められた専門家団体が定めた報告の枠組みなど）を使用する必要があり、業務実施者は、保証の結論を裏付けるために必要な証拠が入手可能であると見込めなくてはならない。

限定的保証と合理的保証の違いは主として、サステナビリティ情報に対する想定利用者の信頼性を高める度合いにある。業務の目的（限定的保証か合理的保証か）は、実施する手続の内容と範囲、及び入手する証拠に影響する。すなわち、限定的保証業務で行われる手続は、内容と時期が合理的保証業務の場合とは異なり、範囲も狭い。

合理的保証は、サステナビリティ情報における重要な虚偽表示の有無について業務実施者が得る高い水準の保証であるが、絶対的な水準の保証ではない。合理的保証業務の保証報告書では、企業のサステナビリティ情報が、全ての重要な点において、適用される規準に準拠して作成されているかどうか、意見の形式で結論が示される。限定的保証の水準は合理的保証よりも大幅に低いが、それでもなお、サステナビリティ情報に対する信頼を想定利用者にとって意味のある水準まで高めるものである。限定的保証業務の保証報告書では、実施した手続と入手した証拠に基づき、サステナビリティ情報が、全ての重要な点において、適用される規準に準拠して作成されていないと業務実施者に信じさせる事項が認められたかどうかを伝える形で保証の結論が示される。

サステナビリティ情報の保証を義務付けている、又は義務化に向けて動いている大多数の国又は地域では、まず限定的保証から始め、いずれは合理的保証に移行する計画である。しかし、一部の投資家や利害関係者は合理的保証を求めるかもしれない。彼らのほとんどは監査済財務諸表に慣れており、サステナビリティ情報にも財務情報と同水準の信頼性を求める可能性があるためである。

限定的及び合理的保証業務に関する追加の情報は [ISSA 5000 適用ガイド](#) を参照。

ISSA 5000 は、IFRS サステナビリティ開示基準 S1 号及び S2 号を使用して作成された報告書の保証に使用できるか？

使用できる。IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、ISSA 5000 に基づいて保証されるサステナビリティ報告に適した規準を提供するサステナビリティ報告基準及び枠組みの一つである。国際サステナビリティ基準審議会は、IAASB が ISSA 5000 の策定において適合性を確保するために協議した基準設定主体の一つである。

ISSA 5000 は、枠組みに対して中立的であり、サステナビリティのあらゆる枠組み又は適合する規準に基づき報告される情報の保証に使用することができる。適合する報告規準とは、目的適合性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性を有するサステナビリティ情報をもたらす規準である。

ISSA 5000 は他の IAASB 基準と併せて適用する必要があるのか。

ISSA 5000 は単独 (stand-alone) の基準であり、IAASB の他の既存の監査基準や保証業務基準を適用する必要はない。したがって、ISA (国際監査基準) や ISAE (国際保証業務基準) に精通していない業務実施者でも ISSA 5000 を有効に利用できる。

ただし、ISSA 5000 は保証業務実施者に対し、サステナビリティ保証業務に関連する国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の「*職業会計士のための国際倫理規程 (国際独立性基準を含む。)*」(IESBA 倫理規程) の遵守を求めているほか、国際品質マネジメント基準 (ISQM) 1「*財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント*」を適用する事務所に所属している、又は適切な規制当局が IESBA 倫理規程及び ISQM 1 と同等以上に厳しいと判断した職業的専門家としての要求事項若しくは法令の要求事項に従うことを求めている。これらは強固で信頼性の高い保証業務に不可欠な事項である。

職業倫理に関する規定及び品質管理規定に関する追加の情報は [ISSA 5000 適用ガイド](#) を参照。

誰が ISSA 5000 を利用するのか。

ISSA 5000 は特定の職業にとらわれないため、あらゆる保証業実施者が使用できる。ただし二つの重要な留意点がある。業務実施者は独立性を含む職業倫理に関する規定を定めた IESBA 倫理規程を遵守しなければならない。ISQM 1 を適用する事務所に所属している、又は適切な規制当局が IESBA 倫理規程及び ISQM 1 と同等以上に厳しいと判断した職業的専門家としての要求事項若しくは法令の要求事項に従わなければならない。IESBA 倫理規程は職業倫理と独立性の強固な枠組みを提供し、サステナビリティ保証業務実施者の適切な行動と独立性を支援する具体的な要求事項を定めている。ISQM 1 は、サステナビリティ保証業務に関するものを含む品質管理システムを整備及び運用する事務所の責任を定めている。

特定の国又は地域では、法令又は現地の職業的専門家としての要求事項に、誰がサステナビリティ保証業務を実施できるかに影響を及ぼす可能性のあるその他の規定又は追加的な規定が含まれる場合がある。

この基準はそれぞれの国又は地域でどのように使用されるのか。

各国又は地域の政策決定者、基準設定主体、及び規制当局が、現地のニーズに基づき、ISSA 5000 の適用時期、追加的な要求事項の必要性、及びサステナビリティ情報の保証業務を実施できる者を決定する。

ISSA 5000 の適用は義務化されるか。

ISSA 5000 を含む IAASB の国際基準は、国又は地域レベルで採用及び導入される。サステナビリティ報告及びその保証を義務付けるかどうか、義務付ける場合にはどのような規模や種類の企業が対象となるかについては、それぞれの国又は地域、並びに規制当局が独自に決定する。保証が必要な場合を決定するのは IAASB ではない。規制当局により義務付けられていない場合でも、多くの企業は、投資家や出資者など利害関係者のニーズに応えるため、サステナビリティの開示情報に対する保証を得ることを必要とする場合がある。

ISSA 5000 は、特定のサステナビリティ事項又は側面に関する情報の報告、開示を要求しているのか。

要求していない。サステナビリティ情報の作成と報告は、報告が義務であるか任意であるかを問わず、サステナビリティの枠組み、基準、又はその他の適合する規準に従い、企業の経営者の責任で行われる。ISSA 5000 は、保証が義務であるか任意であるかを問わず、サステナビリティ情報に対する保証業務を実施する保証業務実施者が適用する基準であり、どの情報が自社の利害関係者の意思決定に関連するかを企業が継続的に判断できるように策定されたものである。ISSA 5000 は、開示されるサステナビリティ情報の内容にかかわらず、つまり、サステナビリティのトピック（気候、生物多様性、人権、労働慣行等）及びこれらのトピックの側面（リスクと機会、ガバナンス、測定指標及び主要なパフォーマンス指標等）全てにわたって適用できる。

ISSA 5000 はどのような企業に適用できるか。

ISSA 5000 は、サステナビリティ情報を報告し保証を求めるあらゆる企業を対象とする保証業務に使用できる。これには、グループや上場会社等を含むあらゆる種類、業種又はセクターだけでなく、あらゆる規模及び複雑性の企業が含まれる。

国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）及び ISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」は引き続き適切か。

ISSA 5000 は、サステナビリティ情報に対する全ての保証業務に適用される。そのため IAASB は、ISSA 5000 の適用日（2026 年 12 月 15 日）をもって、適切な手続きに従って ISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」を廃止することで合意した。

ISAE 3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」は、過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務、及びサステナビリティ情報に対する保証以外の保証業務について引き続き使用される。

ISSA 5000 に関する詳しい指針はどこで見られるか。

ISSA 5000 について詳しくは、IAASB の [ISSA 5000 特設ウェブページ](#) を参照されたい。このウェブページでは、利害関係者がそれぞれのニーズに応じて ISSA 5000 をよく理解するために役立つ多様なリソースにアクセスできる。例えば、新たに公表された本基準やサステナビリティ保証に関連する IAASB の取組みを大まかに理解したい、基準を詳しく読み込んで分析するために概要や背景情報を把握したい、又は ISSA 5000 に準拠したサステナビリティ保証業務の実施に関するより技術的な指針を得たいといったニーズに対応している。現在利用できるリソースには、紹介動画、ファクトシート、ISSA 5000 適用ガイド、FAQ、FAQ 動画などがある。IAASB チームは引き続きリソースを開発し、それらが利用可能になり次第、利害関係者に紹介する。

具体的には、ISSA 5000 適用ガイドは、ISSA 5000 に従って保証業務を行う業務実施者を支援するために、実践的で規範性のないガイダンスを提供している。この適用ガイドでは、ISSA 5000 の基本的な概念、並びに保証業務契約の新規の締結及び更新から報告まで、保証業務の実施について以下の 8 つのトピックに分けて取り上げている。ガイダンスの大部分は Q&A 形式になっており、ISSA 5000 の策定過程で

行われたアウトリーチ活動、利害関係者との直接的なやりとり、公開草案へのコメント、IAASB の審議を通じて明らかになった具体的な課題に基づいて作成されている。

ISSA 5000 適用ガイドの内容

- はじめに（ISSA 5000 及びガイドへの序文）
- 基本原則と概念（特に限定的及び合理的保証、品質管理、証拠、重要性を含む。）
- 保証業務契約の新規の締結及び更新（保証の前提条件を含む。）
- グループサステナビリティ保証業務、バリュー・チェーン、及び他者の作業の利用
- 計画（基本的な方針と業務計画、重要性）
- リスクの識別と評価
- 重要な虚偽表示リスクへの対応（特に、全般的な対応、及び開示情報レベルとアサーション・レベルでのリスク対応手続の立案と実施を含む。）
- 結論の形成と報告（特に、入手した証拠の十分性と適切性及び未修正の虚偽表示の影響の評価、サステナビリティ情報に関する結論の形成、保証報告書の形式と内容を含む）



国際会計士連盟（IFAC）は、知的財産権及びサービスレベル契約を通じて、IAASB 及び IESBA のコンテンツの翻訳又は複製の依頼を管理している。本文書や他の出版物の複製や翻訳の許可について、又は知的財産に関する情報については、[Permissions](#)を確認するか、Permissions@IFAC.orgまで連絡されたい。

IAASB®、国際倫理・監査財団（IFEA™）及び国際会計士連盟（IFAC®）は、本書の内容に依拠して行動する、若しくは行動を控えることによって生じた損失について、その損失が過失によるものであるか否かにかかわらず、責任を負わない。

本文書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）のスタッフが作成したものである。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連するサービス基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証の専門家に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会、並びに基準及びガイダンスの策定について公益に関わる助言を提供する IAASB ステークホルダー諮問委員会が関与する共通の基準設定プロセスの下で、監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

著作権、商標、及び許可に関する情報については、[Permissions](#)を確認するかPermissions@ifac.orgまで連絡されたい。

2025年1月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「よくある質問：国際サステナビリティ保証基準 5000」は、2026年3月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS, International Standard on Sustainability Assurance 5000 の英語文© 2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「よくある質問：国際サステナビリティ保証基準 5000」の日本語文© 2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：FREQUENTLY ASKED QUESTIONS, International Standard on Sustainability Assurance 5000

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。